文化庁の情報発信強化事業委託実施要項

令和元年8月2日 文化庁次長決定

1. 趣旨

本事業は、文化庁の施策やイベント情報について、多様な広報媒体や手法を活用し、効果的かつ戦略的に情報発信することで、文化庁の知名度を向上させることを目的とする。

2. 委託業務の内容

事業の内容は以下のとおりとする。

- (1)情報発信事業
 - ①広報媒体等を用いた情報発信業務
 - ②その他事業の実施に必要な業務

3. 業務の委託先

文化庁は、情報発信に関して相当の知識を有し、事業を円滑に実施することができる次の 法人又は団体(以下「団体等」という。)に業務を委託することができる。

4. 委託期間

委託事業の実施期間は、委託を受けた日から当該年度末日までの間で別途定める日までとする。

5. 委託手続

- (1)団体等が業務の委託を受けようとするときは、文化庁の定める様式により業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切と認めた場合、団体等に対し業務を委託し、委託契約を締結する。

6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で、業務に要する経費(賃金、諸謝金、旅費、借損料、 消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、再委託費、一般管理費)を委託 費として支出する。
- (2) 文化庁は、委託を受けた団体等が契約の定めに違反したとき、実施に当り不正または不当な行為をしたとき、又は、委託業務の遂行が困難であると認めたときは契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 業務完了の報告

団体等は、業務が完了したとき(契約を解除したときを含む)は、文化庁の定める様式により、委託業務完了(廃止)報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から30日以内又は当該事業年度末日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

8. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了報告書について調査及び必要に 応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定 し、団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9. その他

- (1) 文化庁は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるように求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は必要に応じ、委託業務の実施状況及び経理処理状況等について実態調査を行うことができる。
- (4)事業者等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5)この要項に定める事項のほか、本事業の実施に必要な事項については別途定める。
- 10. この要項は、令和元年度委託実施分から適用する。